

## 境港管理組合建設工事等の指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 境港管理組合（以下「管理組合」という。）の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。）、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札に付する場合において、指名する業者の選定についてはこの要綱に定めるところによる。

(基本方針)

第2条 指名業者の選定に当たっては、大手業者のみに偏重することなく、善良な中小企業の育成に留意するものとする。

2 指名業者の選定に当たっては、境港管理組合建設工事入札参加資格審査要綱に定める建設工事入札参加資格を有する者、境港管理組合測量等入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から選定するものとする。

(選定基準)

第3条 鳥取県内において発注する対象工事等については「鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱」、「鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱」、島根県内においては「島根県建設工事入札参加者選定要領」、「島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領」の例によるものとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特に緊急を要する場合
- (2) 特別の技術を必要とする場合
- (3) 特別の機械を必要とする場合
- (4) その他特別の理由のある場合

(資格審査委員会)

第4条 工事等の入札における指名業者の選定等を適切に行うため、境港管理組合資格審査委員会を置く。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

平成19年8月17日付「境港管理組合建設工事等の指名業者選定要綱」はこれを廃止する。